

健発0630第28号
令和3年6月30日

一般社団法人日本再生医療学会理事長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する
指針(ガイドライン)の一部改正について

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)の運用に関しては、平成25年12月27日付け健発1227第2号厚生労働省健康局長通知の別紙「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)」(以下「ガイドライン」という。)を定めているところです。

今般、ガイドラインの一部について下記のとおり改正しましたので、貴殿のご理解を賜り、貴会関係医療機関へ周知いただけますようお願い申し上げます。

記

1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとする。

2 改正の概要

- (1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)が令和3年6月30日付けで施行されたことに伴い、ガイドライン中の指針名の改正を行うもの。
- (2) 一般社団法人日本造血細胞移植学会について、令和3年4月1日付けで学会名が「一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会」に変更されたことに伴い、ガイドライン中の学会名の改正を行うもの。